

吹田市公告第617号

吹田市危機管理センター啓発コンテンツ制作委託業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和7年10月8日

吹田市長 後藤圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- | | |
|-----------|--|
| 1 業務名称 | 吹田市危機管理センター啓発コンテンツ制作委託業務 |
| 2 業務場所 | 吹田市泉町1丁目3番40号 |
| 3 履行期間 | 契約締結日～令和8年1月30日 |
| 4 業務概要 | 別添仕様書のとおり |
| 5 予定価格 | 事後公表とする |
| 6 最低制限価格 | なし |
| 7 入札保証金 | 吹田市財務規則第98条に基づき免除する。 |
| 8 契約保証金 | 吹田市財務規則第113条に基づき100分の10以上とする。 |
| 9 支払条件 | (1) 前払い 無し
(2) 中間払い 無し
(3) 部分払い 無し |
| 10 瑕疵担保期間 | 無し |

11 入札参加資格 以下に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の競争入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）の登載事業者であり、「104 映画・ビデオ・スライド製作 99 その他の映画・ビデオ・スライド製作」を参加希望種目としていること。
- (3) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。
- (6) 過去5年間に防災に係る啓発コンテンツ制作業務を3件（うち1件以上は中核市であること。）履行した実績を有すること。
- (7) ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）又は、P（プライバシー）マークの認証取得済みであること。

12 入札参加資格確認及び申請

- (1) 本入札参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札参加資格確認申請書及び(2)に示す資料を所定の日時、及び場所に持参し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加資格確認申請に必要な書類
 - ア 制限付一般競争 入札参加資格確認申請書 ————— 様式1
 - イ 実績報告書（契約実績）————— 様式2
 - ウ 実績報告書（会社概要）————— 様式3
 - エ 業務実施体制調書 ————— 様式4
- (3) 申請書等の交付及び受付場所
 - ア 交付期間 令和7年10月8日（水）から令和7年10月17日（金）まで
（土・日及び祝祭日を除く）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時30分まで。なお、申請書等は直接交付するものとし、郵送、宅配又は電送等による交付はしない。
 - イ 交付場所 大阪府吹田市 泉町1丁目3番40号
吹田市役所高層棟3階 危機管理室
電話（06）6384-1753（直通）
 - ウ 受付期限 令和7年10月20日（月）午後5時30分まで

(土・日及び祝祭日を除く) なお、申請書及び資料は直接持参するものとし、郵送、宅配又は電送等によるものは受け付けない。

エ 受付場所 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市役所高層棟3階 危機管理室
電話 (06) 6384-1753 (直通)

(4) 入札参加資格に関する質疑

下記日時に書面により持参するものとする。なお、書面の任意の様式とするが、事業者名及び担当者連絡先(電話・FAX・メールアドレス)が記載されたものとする。

ア 受付期限 令和7年10月15日(水)午後5時30分まで
(土・日及び祝祭日を除く)

イ 受付場所 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市役所高層棟3階 危機管理室
電話 (06) 6384-1753 (直通)

ウ 回答日時 令和7年10月17日(金)午後3時(予定)

エ 回答方法 書面にて質疑書に記載されたメールアドレスへ通知

(5) 入札参加資格の確認の結果

次のとおりメール(※)で通知する。

※様式3 実績報告(会社概要)に記載された担当者メールアドレスへ送信

ア 通知日時 令和7年10月20日(月)

- ① 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された申請書等は、返却しない。
- ③ 提出された申請書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。
- ④ 申請書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止等の措置を受ける場合がある。

13 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和7年10月21日(火)17時30分まで

イ 提出場所 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市役所高層棟3階危機管理室
電話 (06) 6384-1753 (直通)

ウ 提出方法 任意の様式による書面を直接持参するものとし、郵送、宅配又は電送等によるものは受け付けない。

- (2) 説明を求められた場合には、次のとおり求めた者に対して書面により行うものとし、その内容をメール（※）で回答する。

※様式3 実績報告（会社概要）に記載された担当者メールアドレスへ送信

ア 回答日 令和7年10月23日（木）

14 仕様書等に対する質疑等

- (1) 下記日時に書面により直接持参するものとする。なお、書面は任意の様式とするが、質疑項目及び質疑内容が記載されたものとする。

また、質疑に対する回答は書面により行うものとし、入札参加業者全員にその内容をメール（※）にて通知するものとする。

※様式3 実績報告（会社概要）に記載された担当者メールアドレスへ送信する。

ア 受付期間 令和7年10月23日（木）正午まで

イ 回答日 令和7年10月28日（火）

15 入札の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和7年10月31日（金）午後2時（時間厳守）

- (2) 入札場所 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市役所高層棟3階リエゾン3（予定）

16 入札方法

- (1) 郵送、宅配、電送又は電報等による入札は認めない。
- (2) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、ただちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。
- (3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、随意交渉を行うものとする。

17 入札の辞退

入札を辞退する場合は、前記入札日時までに入札辞退届を提出するものとする。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けないものとする。

18 入札金額

落札決定については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって業務委託料とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問

わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）を入札書に記載すること。

19 落札候補者の決定

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- (2) 最低の価格で入札した者が複数ある時は、くじにより落札候補者を決定する。

20 入札等の延期又は中止

本件の入札執行にあたり、特別な事情が発生した場合には、入札等を延期又は中止することがある。

21 事後審査

落札候補者に対しては、本市から事後審査について連絡するので、以下の書類を提出すること。なお、積算内訳書については、本市様式にて作成すること。

- (1) 提出期限 令和7年11月7日（金）午後5時30分まで
- (2) 提出場所 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市役所高層棟3階危機管理室
電話（06）6384－1753（直通）
- (3) 提出書類等
ア 工程表
イ 実施計画書

22 落札決定の取消し

- (1) 市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次のいずれかに該当した時は、当該入札の落札決定を取り消すことができる。
ア 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
イ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けたとき、又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (2) 前号の規定により落札決定を取り消したことについて、市は一切の責任を負わない。

23 契約保証金

落札者は、次の各号に掲げる業務委託料の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる有価証券、金融機関の保証書その他の市が確実と認める担保の

提供

- (3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社との間に締結した市を被保証者とする保証契約に係る保証証書の提出
- (4) 保険会社との間に締結した市を被保険者とする履行保証保険契約に係る保険証券の提出

24 問い合わせ先 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市役所高層棟3階危機管理室
電話（06）6384－1753（直通）